

介護保険料が決まりました

65歳以上の方の介護保険料は、サービスを利用する方の数や、介護保険制度の改正などを考慮し、市が3年ごとに見直しを行っています。

保険料の算定は、令和6年度から令和8年度までの3年間に必要となる費用を見込み、そのうちの65歳以上の方の負担分を人数で割り返して、一人当たりの負担額（基準額）を決定しています。

今回、基準額に変更はありませんが、国の指針に基づき、所得段階を9段階から13段階へと細分化するとともに、低所得者の保険料上昇を抑制するため所得再分配機能を強化し、次の表の通り変更となりました。

令和6年度から変更となる部分を青字で記載しています

令和3年度～令和5年度
基準額 5,300円

据え置き

令和6年度～令和8年度
基準額 5,300円

所得段階	対象となる方		保険料(年額)	保険料の計算
第1段階	生活保護の受給者			
	世帯全員が市民税非課税で	老齢福祉年金の受給者	19,000円 → 18,100円	基準額(5,300円) × 0.3 × 12ヵ月 → 基準額(5,300円) × 0.285 × 12ヵ月
		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	31,800円 → 30,800円	基準額(5,300円) × 0.5 × 12ヵ月 → 基準額(5,300円) × 0.485 × 12ヵ月
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	44,500円 → 43,500円	基準額(5,300円) × 0.7 × 12ヵ月 → 基準額(5,300円) × 0.685 × 12ヵ月
第4段階	本人が市民税非課税で	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	57,200円	基準額(5,300円) × 0.9 × 12ヵ月
第5段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	63,600円	基準額(5,300円) × 1.0 × 12ヵ月
第6段階	本人が市民税課税で	本人の合計所得金額が120万円未満の方	76,300円	基準額(5,300円) × 1.2 × 12ヵ月
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	82,600円	基準額(5,300円) × 1.3 × 12ヵ月
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	95,400円	基準額(5,300円) × 1.5 × 12ヵ月
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上の方 → 本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	108,100円	基準額(5,300円) × 1.7 × 12ヵ月
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	120,800円	基準額(5,300円) × 1.9 × 12ヵ月
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	133,500円	基準額(5,300円) × 2.1 × 12ヵ月
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	146,200円	基準額(5,300円) × 2.3 × 12ヵ月
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上の方	152,600円	基準額(5,300円) × 2.4 × 12ヵ月